

○成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱

平成14年3月22日

告示第16号

改正 平成18年2月2日

平成19年3月30日

平成26年3月17日

(目的)

第1条 この要綱は、大泉町長（以下「町長」という。）が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者（以下「対象者」という。）は、日常生活において介護保険サービス又は障害者福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配偶者及び二親等以内の親族がいない者で、日常生活を営むのに支障があるもの
- (2) 配偶者及び二親等以内の親族の支援を受けることが困難な者で、日常生活を営むのに支障があるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(審判請求の考察事項及び決定)

第3条 町長は、審判請求を行うに当たっては、対象者に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考察し、決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による対象者保護の可能性
- (3) 対象者又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 町又は関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象者の福祉を図るため必要と認める事項

(審判請求の手續)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

2 町長は、前項の規定により負担した審判請求費用の全部又は一部を家事事件手続法第28条第2項各号に掲げる者が負担すべきであると認めるときは、同項に規定する負担を求めることについて、家庭裁判所に申立てを行うことができる。

3 町長は、家庭裁判所が家事事件手続法第28条第2項各号に掲げる者が審判請求費用の全部又は一部を負担すべきと決定したときは、これらの者に審判請求費用の全部又は一部を請求するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月2日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日）

この要綱は、告示の日から施行する。